

発行所
青森県高等学校・高等専門学校教職員組合
青森市橋本1丁目2-25
教育会館 017(734)7287
編集発行人 西田 孝
購読料一部20円は組合費の中に含む

今月の紙面
1面:臨時講師、年金支払い問題
2面:春闘要求書交渉
3面:高教組定期大会
4面:教育のつどい

*HPへはこちらから→



Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://aokokyoso.g2.xrea.com/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

臨時講師がなぜ、3月分の国民年金を支払わなければならぬのか!

文部科学省通知にも違反する取り扱いが発覚

6月第2週、突然、臨時講師の方々に「2020年3月分の国民年金を収めてください」という連絡が県教育委員会職員福利課からきました。これは、2014年に厚生労働省・総務省及び文部科学省から出た通知に明確に違反する取り扱いです。臨時講師であれば、本来加入する必要のない国民年金に加入させるといふ通知違反を行っているにもかかわらず、何ともできないとして、訂正をする気がないという県教育委員会の姿勢は大きな問題です。

文科省・総務省通知とは?

2014年1月に厚生労働省と総務省から、2月に文部科学省から、「3月31日の1日、もしくは数日間辞令の空白があったとしても雇用は継続しているので、3月分の社会保険料(年金と健康保険)は使用者と臨時講師が折半する」という通知が出ました。これにより、保険証を返さなくてもよくなり、年金についてもそれまで年金の基準日が31日であるために、3月分の年金を国民年金に掛け替えさせて臨時講師に全額払わせていたのが、労使折半することになりました。あれから6年間、臨時講師のみなさんは3月分の社会保険料を県教委と折半で払ってきたので、国民年金への加入脱退という手続

本年4月からの取り扱い

本年4月から、会計年度任用職員制度が導入され、それに合わせて、臨時講師は「臨時的任用職員」として待遇改善が進みました。しかし、県教育委員会職員福利課は、年金の取り扱いについて、「今年から臨時講師の方々も4月1日付で青森県公立学校共済組合に加入することになるので、臨時講師から新採用者になる方々と同様に、3月分の年金は国民年金に1か月加入するように整理した」としたのです。この取り扱いについて、年金事務所担当者に確認したところ、「新採用者の扱いもおかしいし、臨時講師に3月分の国民年金を全額出

2014年の文科省通知

2014年の文科省通知についても確認しましたが、「新採用者に対してこれまでやってきたやり方に臨時講師を合わせたので、私たちとしてはそのように整理した」との見解を変えませんでした。また、今回の臨時講師に支払われる3月分の国民年金の半額負担についても、「今とな

高教組の見解

これらのことは、端的に言えば、県教育委員会が本来払うべき3月分の年金の使用

きから解放されていたので、させることも通知に反している」と明快に答えました。3月は1日から30日まで、県教委が雇用しているにもかかわらず、年金の基準日が31日だからといって、本人負担で国民年金を1か月かけなさいというのは、ありえない話なのです。

この年金事務所の見解を受けて、職員福利課長と担当者でこの件についてやり取りしました。

2014年の文科省通知についても確認しましたが、「新採用者に対してこれまでやってきたやり方に臨時講師を合わせたので、私たちとしてはそのように整理した」との見解を変えませんでした。また、今回の臨時講師に支払われる3月分の国民年金の半額負担についても、「今とな

これは、端的に言えば、県教育委員会が本来払うべき3月分の年金の使用



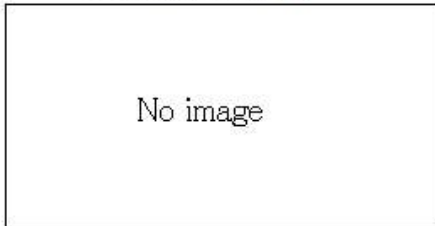
坂道の風

新型コロナウイルス感染症の流行はたくさんの犠牲をもたらす一方、私たちにいくつかの教訓をくれた。突然の臨時休校要請による卒業式の縮小実施、臨時休校による自宅学習、修了式や離任式の取りやめ▼コロナ感染症の最前線で働いている医療関係者やその家族への差別や攻撃についての報道に驚き、怒りを覚えた▼四月を迎え、感染症対策をしつつも通常に戻っていくのかな、という期待を持つての新しい学校での生活もつかの間、緊急事態宣言により、四月後半から連休明けまで再び休校。高体連や高文連の県大会は中止となった。高校生活最後の大会に出ることができず、きつと悔しいはずなのに、それを頭わにせず、進路決定という次の目標にむけて気持ちを切り替えていく健気な三年生たちには、何か申し訳ない気持ちでいっぱいになった▼連休明けの学校再開から早二ヶ月。今も、非常事態は続いている。どう行動すべきなのか。考える毎日である。(文)

一時金ピンハネ問題、納得できる回答を「示さず」!

「2020年度春闘要求書交渉」

6月11日、教育委員会室にて、2020年度春闘要求書交渉が行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点もあり、時間短縮・参加者限定で行われました。高教組は、待遇改善などを求め、40項目の要求をしました。このうち、5項目について、具体的なやり取りをしましたが、これまでの姿勢と大きく変わらない回答に終了しました。



納得できる提示は、現状ではできません!

(要求) 期末・勤勉手当の支給月数を全国平均まで大幅に引き上げるよう、人事委員会に強く申し入れること。また、勤勉手当については、提示され、交渉で妥結された支給月数と、成績区分が「標準」の者に対して実際に支給される月数が一致するようにすること。(高教組) ・・・勤勉手当の提示額と、実際の支給額が違うというやり方はよくない。全く納得できないし、一般の皆さんも知らない。客観的に、今年これだけのボーナスをあげますと使用

者が労働者に対して提示した金額よりも封筒に入っている金額が、毎回1万円位ずつ少ないということになる。これはピンハネということになるのではないのか? きちんと説明もされていない。

(県教委) ・・・平均するとその額に届いていないことは、その通りです。すべていまいち説明しているわけではないが、きちんと条例・規則、それなりのものが出てきているので、それを読み説いていけばわかるはず。(高教組) ・・・読み解いて理解できる職員がどのくらいいるのか。我々もカラクリを理解するのに時間がかかった。私たちが働いている職員に分かるような数字できちんと言明していただくのが、給与担当者の務めでは

ないか? 提示を分かりやすく。支給額で、誠意をもってお願いしたい。(県教委) ・・・それは手続きの関係として、現状ではできない。ただ、この制度自体を皆さんに分かっていただくこと自体は考えなければならぬ部分もある。(高教組) ・・・少なくとも、「4.3月」のボーナスを出しますよという言い方をやめてほしい。(県教委) ・・・それについては、個々の職員の条件としてではなくて、人事委員会勧告として人事委員会がどう判断して勤務条件を提示しているのかという話だと思ふ。話していることはわかる。労働者の立場からしてみると、現実に自分の実態に合う形のものの方が分りやすくあればいいが、そこ

は何ともしようがない。(高教組) ・・・そこを何とかするのが県教委の役割だ。

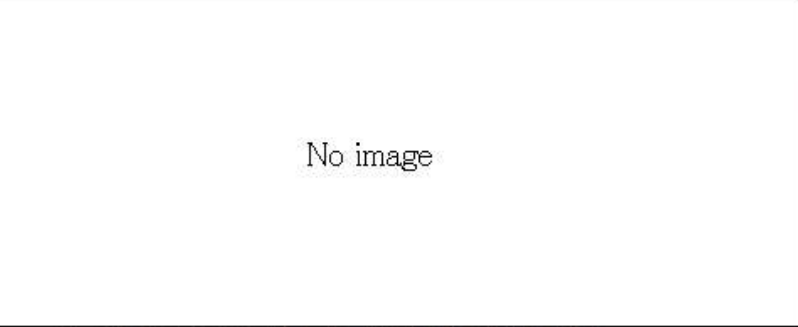
まずは「働き方改革プラン」の実施を!

(要求) 給特法改正に伴う「変形労働時間制」を導入しないこと。(高教組) ・・・現状で、文科省から特に示されていないので、何も変わっていないという事でよいのか? 教育長との話でも、それ以前にやるべきことがたくさんある、ということと今回のプランが示されたということなので、その中で働きすぎを解消していただきたい。

(要求) 青森県版「学校における働き方改革推進プラン」の実施にあたり、以下のことを確実にすること。ア、時間外勤務について、ICカードによる勤務時間管理をすべての学校で実施すること。イ、各県立学校で記録した個人の時間外勤務時間記録を県教委が責任をもって集約し、教職員の超過勤務の実態の学校ごとの公表と、課題の分析・対策をとること。

と。ウ、勤務時間縮減に向けた取り組みについて、管理職への周知徹底を図ること。(高教組) ・・・スボ健から新たに配布された様式について、せっかくなので作っていただいたものなので、各学校できちんと運用されているかどうか、確認をして、フォローしていただきたい。勤務時間管理については教職員課がおこなうのか? (県教委) ・・・はい (高教組) ・・・勤務時間について、定期的に確認していくという話があったが、どのくらいのスパンで、どのような確認をして、確認した後どのような手立てをとろうと考えているのか。(県教委) ・・・スパンは今のところ四半期ごとに集めようと考えている。どのような形で出しているかどうかはきちんと考えたい。結果を長い目で見て、それを働き方改革の取り組みに反映させていきたい。いろいろな取り組みをするのに、すべてとは言わないが、お金がかかる。そういったことを

やろうとするとき、学校の状況を説明する材料になるだろうし、出てきたものを見てそれらを踏まえて施策に活かしていければいいなと思う。(高教組) ・・・あくまでも学校ごとにきちんと勤務時間を自分なりにとらえて、取り組んでいくことが大事だと思ふ。客観的なデータを教職員課で取りまとめるといったことなので、やり取りをして建設的に取り組めればと思ふ。



高教組史上初！ 書面評決による、定期大会開催！

第81回青森高教組定期大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の視点に立ち、組合員を招集しての集会開催を断念し、書面評決による開催としました。青森高教組の歴史上、初めてのことで、青森高教組は「集まれば元気！」を合言葉に、集まって、語り合っ、励まし合っ、元気になることを目指して集会を計画し、参加を募ってきましたが、今年度は、集まるのが難しい状況に置かれています。しかし、状況はいろいろと変化をしていますので、今後は状況に合わせて、集まる機会を模索していきたいと考えています。また、みんなで集まって語り合ひましょう。

定期大会議案は書面により、以下の通り、提案事項が承認されました(6月30日書面評決書提出締め切り。25分會提出。提出分會の過半数の賛成で承認)

第1号議案

2019年度のたたかひの経過と総括に関する件 (賛成25分會)

第2号議案

2019年度會計決算ならびに監査報告 (賛成25分會)

第3号議案

2020年度のたたかひの方針について (賛成25分會)

1. 組織の強化と拡大
「全ての教職員に對話を広げ、200名對話で200名加入を表現しよう！」
- ① 青森高教組「新3か年計画」に沿った組織拡大を目指します。
- ② 加入目標として、200名對話活動を旺盛に展開し、20名加入をめざします。新採用者全員に加入を呼びかけ2割加入をめざします。
- ③ 県教組との連合を進め、組織拡大を図ります。等

2. 生活と権利を守るため、以下の通り、提案事項が承認されました(6月30日書面評決書提出締め切り。25分會提出。提出分會の過半数の賛成で承認)

- ① 長時間過密労働を解消し、不当な賃金カットを許さず、すべての教職員の生活と権利を守ろう！
- ① 専門部要求書交渉、統一要求書交渉において、教職員の生活改善・諸権利の拡大をめざします。
- ② 臨時講師の2級格付けをもとめ、非常勤講師のみさんの待遇改善も併せて今後県教委と協議検討していきます。
- ③ 教職員の賃金向上、自主研修権保障、夏季休暇の延長、「つわり休暇」の新設など権利拡充の運動をすすめます。
- ④ 職場にパワーハラスメント・セクシャルハラスメントがある場合は毅然と告発し、ものが言える職場づくりの取り組みをすすめます。パワーハラスメント・セクシャルハラスメントの要綱の大幅な改善を求め第三者による不服申し出機関の設置を要求します。等

3. ゆきとどいた教育と民主的な学校づくり

- 「憲法に立脚し、すべての子どもが成長・発達を保障できるように、教育の無償化、修学と就職の保障を前進させ、高校生・青年の未来をひらこう！」
- ① 「特別支援教育」を口実にした障害児教育のリストラを許さない運動を展開するとともに、「高校における特別支援教育」のさらなる充実を目指します。
- ② 「青森県立高等学校教育改革推進計画」「青森県特別支援教育推進プラン」に對しては、県民・地域の要求にもとづいて検討することを強く求めていきます。
- ③ 日常の教育実践活動を持ち寄り、組合・サークル等の教育研究活動に積極的に参加し、青年教師が自らの要求により研究活動に参加する方策を検討します。等
- ④ 感染症対策など安心・安全の職場づくりを教職員、児童生徒、保護者と連携して進めます。等

4. 平和と民主主義を守る運動

- ① 憲法ネットあおもり、県九条の会、地域等の「9条の会」とともに、憲法改悪阻止のあらゆる運動に取り組みます。
- ② 地域原水協の活動活性化

5. 共済活動を広げる運動

- 「全ての教職員に共済加入を呼びかけ、教職員の命、健康、生活、身分を守ろう！」
- ① 年間目標を総合100名加入、自動車30台加入とし、年度内純増を目指します。
- ② 「共済カフェ」を計画し、年度内にできるだけ多数の分會を訪問する。開催の案内を共済会と連携して進めます。
- ③ 支部、分會レベルで「集いあい促進費」を活用した学習會開催を促します。等

第4号議案

2020年度會計予算 (賛成25分會)

職場からの声

各分會(職場)から以下のように、職場の様子が報告されています。これらのことも参考にして、今後の高教組活動を進めていきます。

「特別支援教育」を口実にした障害児教育のリストラを許さない運動を展開するとともに、「高校における特別支援教育」のさらなる充実を目指します。

「青森県立高等学校教育改革推進計画」「青森県特別支援教育推進プラン」に對しては、県民・地域の要求にもとづいて検討することを強く求めていきます。

日常の教育実践活動を持ち寄り、組合・サークル等の教育研究活動に積極的に参加し、青年教師が自らの要求により研究活動に参加する方策を検討します。

感染症対策など安心・安全の職場づくりを教職員、児童生徒、保護者と連携して進めます。

憲法ネットあおもり、県九条の会、地域等の「9条の会」とともに、憲法改悪阻止のあらゆる運動に取り組みます。

支部、分會レベルで「集いあい促進費」を活用した学習會開催を促します。

職場に組合員数が少なく、とても寂しい。

来年度から、閉校により本分會がなくなりま



県教委、高校教育改革推進計画基本方針(改定案)を公表!

青森県教育委員会は、6月9日、「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針(改定案)」を公表し、11日から県内6地区で説明会を開催しました。

今回の改定案は令和5年から実施される第2期実施計画の策定・推進に向けたものです。全体を通して、少子化による生徒数の減少を受けて、学校再編の方向を示しています。学校規模の基準を踏まえた「計画的な学校配置」を示し、学級減・募集停止の時期も明確に示しています。さらに、「王国からの生徒募集」について追記をするとしています。

この改定案も、学校規模の維持にかかわる提言が多く、少人数学級の実現という視点がありません。新型コロナウイルス感染症にかかわらず、学校現場は「3密」を避けられず、感染リスクが高いことが多く語られました。こんな時だからこそ、少人数学級を実現することが求められます。県教委は「標準法」を持ち出し、その方向に舵を切ろうとします。少人数学級の実現と地域の学校を守ることは連動したことです。高教組は少人数学級の実現を求めていきます。

教員採用試験、日程変更!

青森県教育委員会は、6月23日、新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて、今年度の教員採用試験の日程等の変更を公表しました。①試験は7月18日(土)1日のみとし、集団討論を行わない。②東京会場でも、全校種の受験可能。③試験当日、新型コロナ罹患(濃厚接触含む)でも、

日程変更!

再受験の予定はなし。③については、十分に気を付けてください。「虎の穴」で集団討論対策を進めてきましたが、今年度はその成果を発揮できません。筆記試験のみの戦いになります。尚、「虎の穴」では2次対策講座を開設する予定です。

「全国からの生徒募集」について、県教委は具体的なプランを持っておらず、県民からの意見を参考にしたいとしています。全国からの生徒募集については、生徒数の確保による教育活動の充実という利点はありますが、都市部の学校ではできない教育、例えば地域での少人数による丁寧な教育などの魅力がなければ、全国から生徒を集めるのは困難です。そのことは、この計画の「地域の小規模校切り捨て」の方向性と矛盾します。県教委は8月に基本方針を改訂し、具体的な実施計画を策定するとしています。今後の動向を注視するとともに、積極的に意見表明をしていきます。

～「あおもり教育のつどい」についての重要なお知らせ～

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、様々な行事が中止や延期となっています。「あおもり教育のつどい」は11月開催予定で準備を進めていますが、11月時点の状況は不透明です。しかし、こんな時だからこそ、集まって交流をしたいという思いもあり、感染拡大防止も踏まえ、日程を短縮(懇親会・宿泊なし)し、開催地を青森市の青森県教育会館とすることで実施することになりました。以下に概要を掲載しますので、参加に向けてご検討ください。

あおもり教育のつどい実行委員会本部事務局

あおもり教育のつどい 2020

(第70次教育研究青森集会)

期日: 2020年11月7日【土】

13:00~全体講演 / 15:20~分科会

会場: 青森県教育会館 青森県青森市橋本1-2-25

全体講演(13:00~15:00)

「校則をなくした校長が贈る言葉(仮)」

講師: 西郷孝彦氏(東京公立中学校前校長)

全体講演講師は、長年東京の公立中学校で勤務し、校長になってからは「校則をなくした校長」として話題になり、この春に教員生活を終えられた方です。人間力と学力を伸ばす「過干渉」のやめ方を中心に、学校でできることをお話しいただく予定です。

分科会(15:20~17:30)

*校種・職種別分科会と特別分科会の7分科会を設定します。レポーター(実践報告者)も募集中です。日頃の実践ふまえて、学習・交流を深めましょう。

*詳細は第一次チラシ、第二次案内をご確認ください。

教職員のための自動車保険は

全教自動車保険



WEBでかんたん見積依頼



月々わずか600円 全教共済

退職時には掛金が全額戻ります!

総合共済

結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付

毎月加入できます